

阿賀野市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第12号

阿賀野市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

阿賀野市特定非営利活動促進法施行細則（平成29年阿賀野市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第8条中「市長政策・市民協働課」を「民生部社会福祉課」に改める。

第16条中「第15条」を「第16条」に改める。

第17条中「第16条」を「第17条」に改める。

第18条中「第17条」を「第18条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。